

座間市における事件の再発防止策の実施状況

再発防止策	担当省庁	実施状況		
		2017・2018年度の取組状況 (開催回数・箇所数・参加者数等の実績を含む) 【2018年度予算額も記載】	これまでの取組の成果の評価 (数値目標(達成時期)と現在値、その他定 性的な要素も含めた評価)	今後の課題と2019年度の実施予定 【2019年度予算額も記載】
2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策				
(1) ICTを活用した相談機能の強化				
SNS等を活用した相談対応の強化	内閣府	「子ども・若者総合相談センター」の設置及び充実について」と題した通知を都道府県・指定都市の青少年行政主管部局長に対して発出(平成29年11月30日)し、子ども・若者総合相談センターの設置、インターネットを活用した相談体制の導入等の検討を依頼。	○地方公共団体における「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保を推進した。2019年3月31日現在、90の地域に「子ども・若者総合相談センター」が設置されている。	SNSを活用した相談事業の実態や有効な相談技術等を把握するための調査等を実施。 子ども・若者総合相談センターとしての機能を担うために必要なノウハウを普及する取組及び同ノウハウを高度化させる取組(SNSを活用した相談事業の試行等)の支援を実施。
3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策				
(1) 教育・啓発・相談の強化				
	内閣府	○平成29年12月1日から平成30年5月31日まで「安心ネット冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施。 平成31年2月1日～5月31日までの予定で、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施中。	「公益社団法人日本PTA全国協議会」を始め、都道府県青少年関係部局等に対し、協力依頼文を発出。 BSテレビやラジオ放送を始めとした、各種政府広報により、広報啓発活動を集中的に展開。	平成31年2月1日～令和元年5月31日までの間、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施。 「公益社団法人日本PTA全国協議会」を始め、都道府県青少年関係部局等に対し、協力依頼文を発出。 BSテレビや新聞広告など、各種政府広報により、広報啓発活動を集中的に展開。
(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行				
	内閣府	改正法に基づく事業者による青少年確認義務等の実施を徹底。 また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施。 併せて、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等を継続的に実施。	平成30年春頃を予定していた、改正法の施行を平成30年2月1日に早期施行し、同法に基づく事業者による青少年確認義務等の実施を徹底。 ○同法に基づく第4次基本計画(平成30年7月決定)に「座間市における事件の再発防止策を踏まえた施策の推進」を盛り込み、各種施策を推進。	引き続き、改正法に基づく事業者による青少年確認義務等の実施を徹底。 ○毎年基本計画をフォローアップし、施策の推進状況を確認。

困難を有する子供・若者に関する調査研究（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））

令和元年度予算額 0.1億円（30年度予算額 0.2億円）

事業概要・目的

目的

「子ども・若者育成支援推進法」（平成22年4月施行）における支援の方法等に関する必要な調査研究の推進（第17条）及び「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月決定）において求められている調査研究の推進を図ります。

事業概要

困難を有する子供・若者に対する支援を一層充実化させるため、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した相談事業について、全国の地方自治体及び子ども・若者総合相談センターの実態や有効な相談技術等を把握するために必要な調査・研究を実施します。

事業イメージ・具体例

1 SNSを活用した相談事業の実態調査

- ・全地方自治体及び子ども・若者総合相談センターを対象としたSNS相談事業の実態調査

2 SNSを活用した相談事業に係るモニター調査

- ・SNS相談事業の内容充実に向けた、青少年を対象としたWEB調査及びインタビュー調査

3 上記1及び2の情報を取りまとめた資料集の作成

- ・SNS相談事業の事例の共有
- ・各種養成研修等における活用

子ども・若者総合相談センター強化推進事業（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））【新規】

令和元年度予算額 0.3億円

事業概要・目的

目的

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第13条では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター。以下「センター」という。)としての機能を担う体制を確保するよう努力義務が課されています。

これを踏まえ、各地方公共団体における、体制の確保を促進するとともに、既存のセンターとしての機能を向上させることを目的とします。

事業概要

センターとしての機能を担うために必要なノウハウを普及する取組及び 同ノウハウを高度化させる取組の支援

事業イメージ・具体例

センター機能普及事業

・地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センターなど、子供・若者の育成支援に関する相談機関(以下「相談機関」という。)が、センター機能を担うために必要なノウハウを共有するため、相談機関の職員を対象とした研修会を実施します。

・新たにセンター機能を担うこととなる相談機関に、当初の相談件数が多く、相談員も対応に不慣れな期間に限り、監督・助言者として、当該相談機関において確保できない分野の専門職員やセンターでの勤務経験のある者等を派遣します。

センター機能高度化事業

・子供・若者等からの相談に応じて関係機関の紹介その他の必要な情報の提供や助言を行うために有用なノウハウ等を、センターの職員が協議して発展させるための会合を実施します。

・センターにおけるSNSを活用した相談、助言等の取組の試行とその結果の他のセンターとの共有を支援します(3か年計画の初年度、2か所において実施)。